

## 一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する「自家用電気工作物保安管理業務委託(阿嘉浄水場)」について、一般競争入札(以下、入札という)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年3月17日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 自家用電気工作物保安管理業務委託(阿嘉浄水場)
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 履行場所 座間味村字阿嘉地内
- (5) その他 本業務は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額または削除があった場合、本契約は解除する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする

- ① 沖縄県内に本社(本店)、又は支社(支店・営業所)を有すること。
- ② 電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす法人であること。
- ③ 電気主任技術者を当該委託に配置できること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 本契約に関する入札公告のあった日から入札の日までの間に沖縄県から入札参加資格制限措置、又は指名停止を受けていないものであること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、又は民事再生法(平成11年法律第226号)に基づく民事再生手続開始の申立てをしていない
- ⑦ 沖縄県暴力団排除条例(平成23年沖縄県条例第35号)第2条第2項に規定する暴力団員(以下、暴力団員)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (2) 入札に参加する者に求められる事項

上記要件を満たすことを証明する書類を提出できること。

#### (3) その他の入札参加条件

仕様書に記載する内容を履行することができること。

### 3 入札参加資格の確認等

#### (1) 申請書類の提出期限

この公告の日から令和3年3月23日(火)までの午前9時から午後5時までの間(土曜日、日曜日および祝日を除く。) 郵送(必着)または持参にて提出すること。

#### (2) 申請書類の受付場所

〒904-0113 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-27  
北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター  
電話番号 098-936-5257

### 4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 公告の日から令和3年3月25日(木)の13時までの間

(2) 場所 北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター

### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月25日(木) 14時30分

(2) 場所 北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター

### 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国(独立行政法人、公社を含む。)、沖縄県企業局及び沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

### 7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6)入札条件に違反した入札
- (7)連合又はその他不正の行為があった入札
- (8)入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9)委任状を持参しない代理人のした入札
- (10)入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

- (1)有効な入札を行った者で、最低価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2)落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

#### 9 その他必要な事項

- (1)入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)その他詳細については、入札説明書及び仕様書による。
- (3)入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県企業局の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4)この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる